

目 次

公平委員会規則	ページ
2 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則……………	1
告 示	
9 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分 の一部改正……………	1

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 2 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 2 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）												
11 南魚沼市	11 南魚沼市												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">機 関</td> <td style="text-align: center;">職</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長 次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機 関	職	議会事務局	局長 次長	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">機 関</td> <td style="text-align: center;">職</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	(略)	
機 関	職												
議会事務局	局長 次長												
(略)													
機 関	職												
議会事務局	局長												
(略)													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 9 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、令和 2 年 4 月 11 日から実施した。

令和 2 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

